

羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付要綱

令和7年3月24日教育委員会告示第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ及び文化活動の促進を図るため、全国大会等に出場する個人又は団体に対し、予算の範囲内において当該出場に係る経費の一部を補助することについて、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 市内に住所を有し、出場する大会開催要項等の規定により登録された出場者と、監督・指導者等。ただし、出場者以外の者は次のとおりとする。

ア 出場者に高校生以下がいる場合 一大会につき2名まで

イ 出場者に高校生以下がいない場合 一大会につき1名まで

(2) その他市長が特に必要と認める者

(補助対象大会)

第3条 補助金の交付の対象となる大会（以下「対象大会」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) スポーツ競技

ア 北陸ブロック以上の大会 県単位以上の予選会、記録会又は選考会を経て出場する大会。ただし、全国健康福祉祭又は公益財団法人日本中学校体育連盟が主催する大会を除く。

イ 国際大会 国内の予選会、記録会、選考会等を経て出場する世界選手権大会等の国際的規模の大会

ウ 障がい者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者をいう。）を対象とした北陸ブロック以上の大会

(2) 文化活動

ア 北陸ブロック以上の大会 県単位以上の予選会、選考会を経て出場する大会。ただし、全国健康福祉祭又は全国中学校文化連盟が主催する大会を除く。

イ 国際大会 国内の予選会、選考会等を経て出場する国際的規模の大会

2 前項の規定にかかわらず、政治団体、宗教団体又はこれらに準ずる団体が主催する大会は、交付の対象としない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じた額とし、激励費又は対象経費補助のどちらか一方の交付を選択しなければならない。

2 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、大会主催者等が経費の全部又は一部を負担する場合は、当該負担額を対象経費の額から控除する。

- (1) 交通費 出発地と大会会場との間、宿泊場所と大会会場との間で必要なもののみとする。
 - ア 公共交通機関を使用する場合の経費
 - イ 車両を使用する場合の燃料代。有料道路料金、駐車場料金及び借上げ料
 - (2) 宿泊費 前泊、後泊及び大会全日程終了前に敗退した日以降の宿泊費は補助対象外とする。ただし、開催地や大会日程等の理由から、移動が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (3) 大会参加費 対象大会の要項に定めるもの
 - (4) 運搬料 大会出場に必要な機材等の運搬に係るもの
- 3 第1項の規定により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。ただし、激励費の場合は、この限りでない。

(申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は対象大会出場決定後速やかに、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項で激励費の交付を選択した者は、第5号に掲げる書類の提出を不要とする。

- (1) 予選会、記録会又は選考会の経緯及び結果を証明する書類
- (2) 出場する大会の開催要項等、大会の内容が記載された書類
- (3) 対象者が大会に出場することを証明する書類
- (4) 補助申請対象者一覧（様式第2号）
- (5) 収支予算書（様式第3号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、対象大会に出場する個人（未成年者の場合は、その保護者）又は団体の代表者とする。

(決定の通知)

第6条 市長は補助金の交付を決定したときは、速やかに羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その決定を申請者に通知するものとする。

(変更・中止承認申請)

第7条 申請者は補助金の交付決定の通知を受けた後において、対象大会の内容の変更、中止が生じたときは、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金（変更・中止）承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更承認通知)

第8条 市長は、申請者から前条による変更承認申請があったときは、審査の上適否を決定し、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 申請者は、対象大会が終了したとき（対象大会の中止、廃止の承認を受けたときを含む。）は、終了後15日以内に対象大会の成果を記載した、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第4条第1項で激励費の選択をした者は、第2号及び第3号に掲げる書類の提出を不要とする。

- (1) 対象大会の結果を示す書類

- (2) 収支決算書（様式第8号）
- (3) 対象経費等の支払を証明する書類

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に定める期間を、延長することができる。
（補助金額の確定）

第10条 市長は、申請者から報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該報告に係る補助事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第11条 申請者は、補助金の支払を受けようとするときは、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた後に、羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
（決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
(2) この要綱の規定に違反したとき。
（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期間を定めて、その返還を命ずることができる。
（その他）

第14条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
（羽咋市スポーツ及び文化活動事業費補助金交付要綱の廃止）
- 2 羽咋市スポーツ及び文化活動事業費補助金交付要綱（平成14年羽咋市教育委員会告示第9号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の羽咋市スポーツ・文化活動事業補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日以後に出場が決定した大会に係る補助金について適用し、同日前に出場が決定した大会に係る補助金については、なお従前の例による。